

「福岡市型」こども誰でも通園制度の利用者を募集します。

保護者の就労の有無に関わらず、保育園などを定期的に（週に1回）利用できる制度です。同年代の子ども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで、社会性がはぐくまれ子どもの健やかな成長を促します。また、子育てに関して保育士からアドバイスをもらうことにより、子育てのヒントを得ることができます。

対象児童

福岡市内に住む生後6ヶ月から2歳までの未就園児が対象です。

※令和6年度中に3歳になった場合は年度末まで利用できます。

※保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないお子様が対象です。

実施施設

市が公募で選定した保育所・地域型保育事業所・幼稚園・認可外保育施設等、市内約30施設。

実施施設は福岡市ホームページ(右記QRコード)で確認ください。



こども誰でも通園制度HP

利用開始日

令和6年7月1日(月)

利用時間

1日当たり4時間以上8時間以内(給食の提供があります。)

利用料金

原則1時間300円。また給食費、雑費が必要です。

※生活保護世帯は無料、市町村民税非課税世帯は1時間あたり60円、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯は1時間あたり90円となる減免制度があります。

申し込み期間

申し込み期間	対象者
5月24日(金)～6月21日(金)	ひとり親、障がい児、保護者又は兄弟姉妹に疾病・障がいがある家庭、多胎児、兄弟姉妹が同時に利用希望の場合、生活保護世帯、要支援家庭等
6月10日(月)～21日(金) ※定員に空きがある場合は以後 随時受け付けます	上記以外の方

必要書類

下記の①～③の書類をご準備のうえ、希望する施設に直接お申し込みください。

必要書類	備考
① 利用申込書	上記QRコード(福岡市ホームページ)より利用申込書をダウンロード
② お子様の居住確認書類	福岡市子ども医療証、健康保険証、個人番号カードのうちいずれか
③ 保護者の本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、健康保険証、母子手帳のうちいずれか

お問い合わせ先 **こども未来局子育て支援部事業調整課**

電話：092-711-4340 メールアドレス：jigyochosei.CB@city.fukuoka.lg.jp